

1 生涯学習基本構想策定の経過

年	月 日	会 議 等	内 容
平成 19 年	8 月 31 日	第 1 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・正副会長選任 ・諮問 ・基本構想策定について
	9 月 25 日	第 2 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想の基本的な考え方について ・基本理念、基本目標について
	10 月 16 日	第 1 回正副会長会議	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な考え方についてのまとめ
	10 月 24 日	第 3 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な考え方についての確認 ・基本方針について
	11 月 19 日	第 4 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想(たたき台)の審議
	12 月 10 日	第 2 回正副会長会議	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想(素案)の検討
	12 月 20 日	第 5 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想(素案)の審議 ・今後の予定について
平成 20 年	1 月 10 日	庁内関係課会議	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内関係課から意見聴取
	1 月 15 日	第 6 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想(素案)の審議と承認
	1 月 18 日	中間答申	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想(素案)を中間答申
	2 月 8 日 ~ 2 月 22 日	市民からの意見募集の実施 広報うえだ 2 月 1 日号に意見募集記事を掲載。市ホームページ、行政資料コーナー等に基本構想(素案)を公表	<ul style="list-style-type: none"> ・市民から意見を募る
	3 月 14 日	第 7 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想(案)の審議と承認
	3 月 14 日	答申	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想(案)を答申
	3 月 21 日	生涯学習基本構想策定	

2 諮問・答申

19生涯第248号
平成19年8月31日

上田市生涯学習基本構想策定委員会長 様

上田市教育委員会
委員長 西田不折

諮 問 書

上田市生涯学習基本構想策定委員会設置要綱第2条の規定により、下記事項について諮問申し上げます。

記

上田市生涯学習基本構想について

平成20年3月14日

上田市教育委員会

委員長 西田不折 様

上田市生涯学習基本構想策定委員会

会長 浦芳照

上田市生涯学習基本構想の策定について（答申）

平成19年8月31日付け19生涯第248号で貴職から諮問された、上田市生涯学習基本構想について、本策定委員会は、慎重に検討をいたしました。その結果を別冊のとおり答申します。

3 生涯学習基本構想策定委員名簿

敬称略

	氏名	所属
会長	浦 芳照	八日町青少年育成会
副会長	安井 幸次	長野大学
委員	小林 善幸	上田市社会教育委員
	橋詰 昌義	上田市公民館運営審議会連絡協議会
	香山 裕	上田人権擁護委員協議会
	中澤 武	上田市図書館協議会
	金子 由紀子	上田市スポーツ振興審議会
	西沢 義一	上田市自治会連合会
	中村 美津子	真田地域健康推進委員会
	中嶋 三津子	武石コミュニケーション 21
	小山 渥子	上田市高齢者クラブ連合会
	清水 聖子	上小PTA連合会
	倉嶋 照子	丸子文化協会
	北沢 育夫	上田市校長会
	市原 潤	上田市高等学校校長会
	長田 真紀	上田女子短期大学
中澤 信敏	地域づくりネットワーク上小地区協議会	
	木口 博文	公募

4 事務局名簿

事務局	教 育 次 長	小菅 清
	生 涯 学 習 課 長	中島 裕明
	文 化 振 興 課 長	伊藤 正巳
	体 育 課 長	古平 実
	中 央 公 民 館 長	浅野 之宏
	丸 子 地 域 教 育 事 務 所 社 会 教 育 課 長	竹内 一徳
	真 田 地 域 教 育 事 務 所 長	荒井 今朝信
	武 石 地 域 教 育 事 務 所 長	児玉 都雄
	生 涯 学 習 課 生 涯 学 習 係 長	石井 淳
	生 涯 学 習 課 生 涯 学 習 係	宮沢 理香

5 国の取り組みの経緯 【本文 P8】

<p>昭和 56 年 1981 年</p>	<p>中央教育審議会が答申「生涯教育について」提出 生涯学習、生涯教育について以下を提示 生涯学習とは 自発的意思に基づいて行うことを基本とするものであり、必要に応じ、自己に適した手段・方法は、これを自ら選んで生涯を通じて行うもの 生涯教育とは 国民の一人ひとりが充実した人生を送ることを目指して生涯にわたって行う学習を助けるために、教育制度全体がその上に打ち立てられるべき基本的な理念</p>
<p>昭和 62 年 1987 年</p>	<p>臨時教育審議会「教育改革に関する第三次答申」 生涯学習体系への移行等を提言 時代の変化に対応した学習機会の整備 自発的な学習活動が社会生活の中で活用される環境づくりを進める 学習施設の一層の活性化を促すための民間施設を含め、教育・研究・文化・スポーツ施設と地域社会との連携 快適な空間やゆとりの時間を確保し、人々の多様な学習活動を支える生活基盤の整備</p>
<p>昭和 63 年 1988 年</p>	<p>文部省（旧）に生涯学習局を設置</p>
<p>平成 2 年 1990 年</p>	<p>「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」制定 主な内容 都道府県教育委員会の事業 地域生涯学習振興基本構想の策定 生涯学習審議会の設置</p> <p>中央教育審議会答申「生涯学習の基盤整備について」 生涯学習の基盤整備のための行政の役割として以下を提示 学習情報の提供や学習相談体制の整備充実 学習需要の把握と学習プログラムの研究・企画に関すること 生涯学習施設相互の連携や関係機関との調整を図る 都道府県による地域における生涯学習を推進するセンターの整備</p> <p>生涯学習審議会の発足</p>

<p>平成 4 年 1992 年</p>	<p>生涯学習審議会答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」</p> <p>当面重点を置いて取り組むべき事項として以下を提示</p> <p>社会人を対象としたリカレント教育の推進</p> <p>人々の学習成果を生かしたボランティア活動の支援・推進</p> <p>時代の要請に即応した現代的課題に関する学習機会の充実</p> <p>利用しやすい生涯学習施設の整備充実</p> <p>青少年の学校外活動の充実及び青少年教育施設等の整備充実</p>
<p>平成 8 年 1996 年</p>	<p>生涯学習審議会答申「地域における生涯学習機会の充実方策について」</p> <p>以下の各施設について充実方策を提言</p> <p>大学をはじめとする高等教育機関における社会人の受入れ促進や施設の開放</p> <p>小・中・高等学校における地域社会の教育力の活用</p> <p>多様化・高度化する域住民のニーズに応える社会教育・文化・スポーツ施設</p> <p>学社融合の取り組みと子どもたちに配慮した社会教育施設の利用</p> <p>子供たちの健全椅子製のための地域ぐるみの活動</p>
<p>平成 10 年 1998 年</p>	<p>生涯学習審議会答申「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」</p> <p>社会の変化に伴う人々の多様化・高度化している学習ニーズや生涯学習社会の進展等新たな状況に対応した社会教育の展開として、支援方策を提言</p> <p>地域の特性に応じた住民参加の社会教育行政の展開</p> <p>生涯学習社会の構築に向けた社会教育行政の重要性</p> <p>総合的なネットワーク型行政の推進、学習支援サービスの多様化</p> <p>民間の諸活動との連携協力</p> <p>学校との連携</p>
<p>平成 11 年 1999 年</p>	<p>生涯学習審議会答申「学習の成果を幅広く生かすための方策について」</p> <p>新しい社会の創造と生涯学習・その成果を生かすための方策として以下の点を提言</p> <p>学習成果を個人のキャリア開発に生かす</p> <p>学習成果をボランティア活動に生かす</p> <p>「生活体験・自然体験が日本の子どもを心をはぐくむ」 文部科学省アンケート（平成 10 年度）の傾向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活体験が豊富な子どもほど、道徳観・正義感が充実 ・お手伝いをする子どもほど、道徳観・正義感が充実 ・自然体験が豊富な子どもほど、道徳観・正義感が充実 <p>青少年の「生きる力」を育む地域社会の環境の充実方策として以下の点を提言</p> <p>地域の子どもの体験機会の拡大</p> <p>地域の子どもの遊び場の充実</p> <p>地域における子どもたちの体験活動などを支援する体制の構築</p>

	<p>過度の学習塾通いをなくし子どもたちの「生きる力」をはぐくむなど 学習機会の拡充と学習に対する支援の充実 ボランティア活動の推進 生涯学習による地域社会の活性化の推進 など</p>
平成 12 年 2000 年	<p>生涯学習審議会答申「新しい情報通信技術を活用した生涯学習の推進方策について」 生涯学習における情報化を進め、学習者がより主体的に学習することができる環境を整備するための様々な施策を提言 情報リテラシーに関する学習機会や研修体制の整備 生涯学習関連施設の情報化の推進 大学等の公開講座を公民館等を通じて広く全国に提供するシステムの構築 など</p>
平成 13 年 2001 年	<p>中央教育審議会生涯学習分科会の発足</p>
平成 14 年 2002 年	<p>中央教育審議会答申「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」 今なぜ「奉仕活動・体験活動を推進する必要があるのか」 奉仕活動・体験活動の必要性・意義を整理するとともに、奉仕活動・体験活動の具体的な推進、社会的仕組みの整備、社会的気運の醸成等について提言</p>
平成 15 年 2003 年	<p>中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」 教育の課題と今後の教育の基本方向について提言 直面する危機の打破、新しい時代にふさわしい教育の実現のため、今後重視すべき理念と取組むべき目標 自己実現を目指す自律した人間の育成 豊かな心と健やかなからだを供えた人間の形成 「知」の世紀をリードする創造性に富んだ人間の育成 社会の形成に主体的に参画する日本人の育成 伝統・文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成</p>
平成 16 年 2004 年	<p>中央教育審議会生涯学習分科会審議経過報告「今後の生涯学習の振興方策について」 生涯学習を振興していくうえでの基本的な考え方 「個人の需要」と「社会要請」のバランス 生きがい・教養・人間的なつながりなどの「人間的価値」の追及と「職業的知識・技術」の習得の調和 伝統や技術を継承しつつ、それを生かした新たな「創造」をめざす 生涯学習を振興していくうえで重視すべき点 国民全体の人間力の向上 生涯学習における新しい「公共」の視点の重視 人の成長段階ごとの政策の重点化</p>

	<p>国民一人一人の学習ニーズを生かした、広い視野に立った多様な学習の展開等 ITの活用による時間的・空間的制約を越えた学習機会の提供や共有</p>
<p>平成 17 年 2005 年</p>	<p>中央教育審議会教育制度分科会部会まとめ「地方分権時代における教育委員会の在り方について」抜粋</p> <p>首長と教育委員会の権限分担の弾力化</p> <p>学校教育・社会教育に関する事務については、教育委員会が担当すべき 文化財保護に関する事務については、地方自治体の判断により首長が担当 することを選択できるようにすることを検討すべき。</p> <p>文化・スポーツ等に関する事務については、自治体の実情や行政分野の性格に 応じ自治体の判断により首長が担当することを選択できるようにすることを 検討すべき</p>
<p>平成 18 年 2006 年</p>	<p>中央教育審議会中間まとめ「青少年の意欲を高め、心と体の相伴った成長を 促す方策について」</p> <p>時代を担う青少年が大人に成長する意欲を持つことが重要であり、青少年に 対して特別な配慮と支援を行い、その健全な成長を期する責務がある。</p> <p>家庭で青少年の自立への意欲の基盤を培う 生活の中で体験活動を根付かせ、試行錯誤や切磋琢磨を見守り支える 社会のなかで自己実現が図れるよう地域の大人が導く 一人一人に寄り添い、その成長を支援する 情報メディアの急激な普及に伴う課題への大人の責任としての対応</p> <p>12月22日 新しい「教育基本法」の公布・施行</p>
<p>平成 19 年 2007 年</p>	<p>中央教育審議会中間報告「新しい時代を切り開く生涯学習の振興方策につい て」</p> <p>新しい教育基本法を受けて、更に必要な制度のあり方について論議</p> <p>「学び」の機会を総合的に提供・支援するシステムの構築</p> <p>個人の「学び直し」に対する支援</p> <p>学習成果が適切に生かされ評価される方策</p> <p>若年層・女性・団塊世代・高齢者に対する支援</p> <p>「公共」の課題に取り組む社会教育の振興</p> <p>社会や地域ぐるみの家庭教育支援</p> <p>学習活動を支援する多様な人材が育つ仕組みの構築</p> <p>学校・家庭・地域の連携協力を促進するための方策</p>
<p>平成 20 年 2008 年</p>	<p>中央教育審議会答申「新しい時代を切り開く生涯学習の振興方策について」</p> <p>新しい時代に対応した自立した個人や地域社会の形成に向けた生涯学習振 興・社会教育の必要性・重要性</p> <p>国民一人ひとりの生涯を通じた学習の支援 国民の学ぶ意欲を支える一 社会全体の教育力の向上 学校・家庭・地域が連携する仕組みづくり一</p>

6 長野県の生涯学習 【本文 P 8】

(長野県教育委員会「平成19年長野県の生涯学習」から抜粋)

生涯学習推進プロジェクト体系

〔長野県生涯学習基本構想：平成3年10月7日〕
〔長野県生涯学習審議会答申：平成3年8月9日〕

基本目標

「うるおいと生きがいを求めて」

目標達成への基本的な考え方及び基本の方針

1 あらゆる教育（学習）機能の活性化

人々の多様な学習需要に応えられるように、社会のあらゆる教育（学習）機能を活性化させることが必要なため、次の方策を講じる。

家庭教育の振興 学校教育の充実 社会教育の充実 企業内教育の振興
職業訓練、職業教育の充実 団体活動と民間教育事業の振興

2 多様な学習活動活性化

自己の充実を図るための活動や地域活動など、人々の多様な学習活動を活性化させることが必要なため、次の方策を講じる。

健康づくりの促進 スポーツ活動の振興 芸術、文化活動の振興
国際交流の促進 人権意識の高揚 ボランティア活動の振興
生涯学習による地域づくりの促進

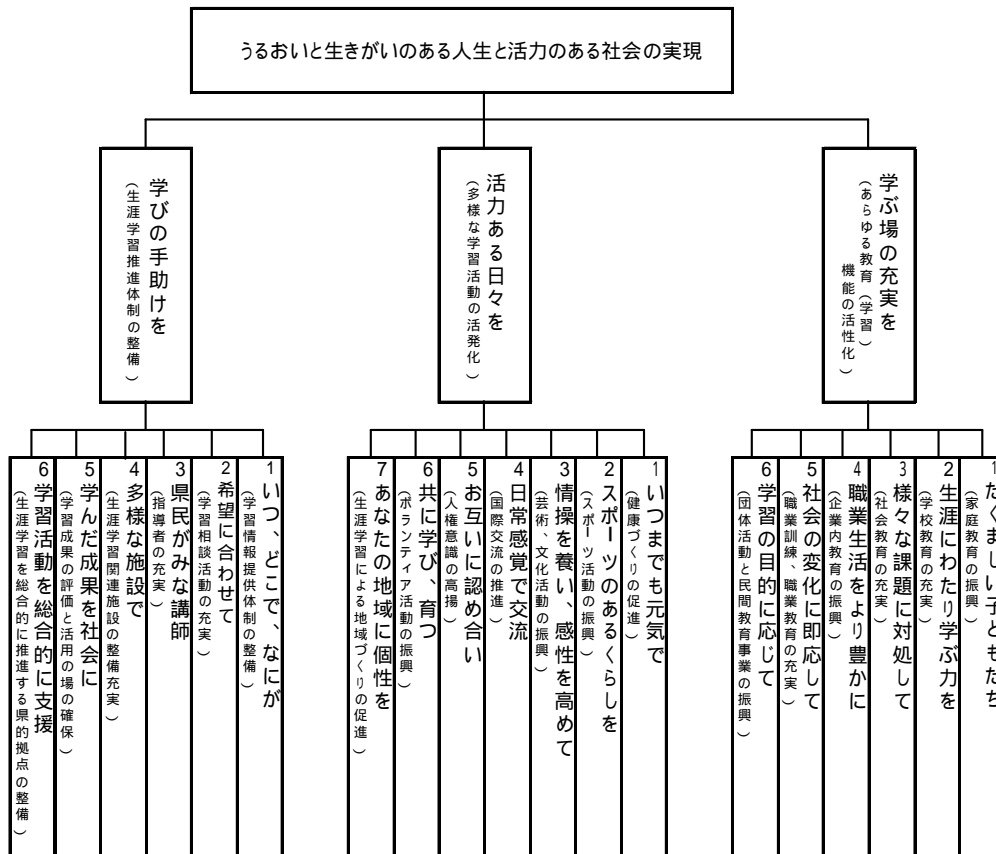
3 生涯学習推進体制の整備

すべての人々が、学びたいことを、学びたい時に、自由に学べるように、学習環境を総合的に整備していくことが必要なため、次の方策を講じる。

学習情報提供体制の整備 学習相談活動の充実 指導者の充実
生涯学習感染施設の整備充実 学習成果の評価と活用の場の確保
生涯学習を総合的に推進する県の拠点の整備

平成19年度 生涯学習推進プロジェクト体系

(長野県生涯学習推進本部)



7 生涯学習都市宣言 【本文 P 8】

わたくしたちの上田市では
 自由画教育や上田自由大学がはじめられ
 生涯にわたり
 学習する気風が満ちています。
 わたくしたちは
 ふるさとの自然と文化を大切にして
 一人ひとりの個性を尊重し
 とともに学ぶ喜びを知り
 だれもが豊かに生きる
 「生涯学習のまち うえだ」
 とすることを宣言します。

平成12年12月18日

議決宣言

8 教育基本法 【本文 P9】

(文部科学省「新しい教育基本法について」パンフレットから抜粋)

教育基本法(平成18年法律第120号)

前文

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

これまでの教育基本法に引き続き、日本国民が願う理想として、「民主的で文化的な国家」の発展と「世界平和と人類の福祉の向上」への貢献を掲げ、その理想を実現するために、「個人の尊厳」を重んずることなどを宣言するとともに、新たに「公共の精神」の尊重、「豊かな人間性と創造性」や「伝統の継承」を規定しました。



第1章 教育の目的及び理念

教育の目的

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

何を目指して教育を行い、どのような人間を育てることを根本的な目的とすべきかという「教育の目的」を引き続き規定しました。

教育の目標

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

第1条の「教育の目的」を実現するため、今日重要と考えられる事項を5つに整理して「教育の目標」として新たに規定しました。

生涯学習の理念

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

科学技術の進歩や社会構造の変化、高齢化や自由時間の増大などに伴って重要となっている「生涯学習の理念」について、新たに規定しました。

教育の機会均等

第4条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

教育における差別の禁止や国及び地方公共団体による奨学の措置について、引き続き規定するとともに、新たに、障害のある方々が十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講ずべきことを規定しました。

第2章 教育の実施に関する基本

義務教育

- 第5条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。
- 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。
 - 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
 - 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

これまでの教育基本法に明記されていた9年の義務教育の年限について、将来の延長の可能性も考慮し、他法に委ねることとともに、新たに、義務教育の目的、義務教育の実施についての国と地方公共団体の責務などについて規定しました。

学校教育

- 第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみがこれを設置することができる。
- 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

学校の設置者について引き続き規定するとともに、新たに、学校教育は、体系的・組織的に行われるべきこと、また、学校教育においては、児童・生徒が、規律を重んずるとともに、学習意欲を高めることを重視すべきことを規定しました。

大学

- 第7条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。
- 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

知識基盤社会における大学の役割の重要性や、大学の固有の特性にかんがみ、大学の基本的な役割などについて新たに規定しました。



私立学校

- 第8条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体はその自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

私立学校の果たす役割の重要性にかんがみ、私立学校の自主性を尊重しつつ、国や地方公共団体が私学助成などの振興に努めるべきことを新たに規定しました。

教員

- 第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。
- 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

教員の使命と職責、待遇の適正などについて、引き続き規定するとともに、新たに、教員は研究と修養に励むべきことや、養成と研修の充実が図られるべきことを規定しました。

家庭教育

- 第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。
- 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

すべての教育の出発点である家庭教育の重要性にかんがみ、保護者が子どもの教育について第一義的責任を有すること、及び国や地方公共団体が家庭教育支援に努めるべきことを新たに規定しました。

幼児期の教育

第11条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国や地方公共団体がその振興に努めるべきことを新たに規定しました。

社会教育

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。
2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

社会教育が国や地方公共団体により奨励・振興されるべきことを引き続き規定しました。

学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

学校、家庭、地域住民その他の関係者が、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携協力に努めるべきことを新たに規定しました。

政治教育

第14条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。
2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

政治的教養は教育上尊重されるべきこと、党派的政治教育その他政治的活動を行ってはならないことを引き続き規定しました。

宗教教育

第15条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。
2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

国公立学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動を行ってはならないことを引き続き規定するとともに、新たに、宗教に関する一般的な教養は教育上尊重されるべきことを規定しました。

第3章 教育行政

教育行政

第16条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。
2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。
3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し実施しなければならない。
4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

教育が不当な支配に服してはならないことを引き続き規定するとともに、新たに、教育が法律の定めるところにより行われるべきことを規定しました。

また、教育行政について、公正かつ適正に行われなければならないこと、国と地方公共団体のそれぞれの役割分担と責任及び財政上の措置についても新たに規定しました。

教育振興基本計画

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び構想並びに構想すべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

国が総合的かつ計画的に教育施策を推進するための教育振興基本計画を策定し、地方公共団体が国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ教育振興基本計画を定めるよう努めることについて新たに規定しました。

第4章 法令の制定

法令の制定

第18条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

これまでに引き続き、この法律の諸条項を実施するため、必要な法令を制定することについて規定しました。

9 本文注釈

夜学校「蛭学寮」 【本文 P12】

1879年(明治12年)10月、御所村(上田市)では、郷倉(江戸時代に年貢を保管した建物)を会場にし、夜学校「蛭学寮」が開かれた。蛭学寮は、戸長(今の村長)が中心となり村で相談し創立したもので、図書も備え付けられた。

夜学校とは、江戸時代に寺子屋で学ぶことができなかった者や、明治になっても学校へ通えなかった若者たちに、学力と教養を身につけさせることが主な目的で始められたもので、明治10年代になると小県郡の村々で夜学が開かれるようになり、明治30年前後に最も盛んになった。

上田自由大学(信濃自由大学) 【本文 P12】

名称は信濃自由大学からのちに上田自由大学に改称

大正時代、文明評論家として活躍した土田杏村の指導を受け、神川村(上田市)の農村の青年たちが、一般民衆が働きながら自由に大学レベルの教育を受ける教育機関として上田自由大学を創立した。大学という名前ではあるが特定の建物はなく、第1学期は横町の神職合議所(伊勢宮境内にあり、現在建物は現存しない)を借用し教室とした。

大学は農民にも受講しやすいよう農閑期に開催され、講義は哲学概論、文学論などの講義が行われた。上田自由大学第1学期は1921年(大正10年)11月から翌年4月まで開催され、1926年(大正15年)3月の第5期で一旦終了するが、1928年(昭和3年)3月に再興され、1930年(昭和5年)第4回講座で終了した。

また、上田で始まった自由大学は飯田・松本などのほか県外にも設立されたが、昭和初期までに消滅した。

児童自由画運動 【本文 P12】

大正時代、美術家山本鼎はフランス留学からの帰国時にモスクワで見た児童画に触発され、神川村(上田市)の青年たちの協力を得て、児童自由画運動を始める。それまでの図画教育は、臨画教育と呼ばれる図画の教科書のお手本を模写する方法だったが、鼎は児童の個性を尊重し児童の感じたままに絵を描く、児童自由画を提唱した。1919年(大正8年)4月には第1回児童自由画展覧会を神川小学校で開催し大成功をおさめ、やがて自由画教育は全国へ広がっていった。

土田 杏村 【本文 P12】

1891 - 1934(明治24年 - 昭和9年)新潟県出身

大正・昭和時代前期の哲学者。本名は茂(つとむ)。日本画家土田麦僊の弟。

大正7年京都大学哲学科を卒業。翌年には『象徴の哲学』を刊行し、大正9年(1920年)個人雑誌『文化』を創刊した。1921年(大正10年)には、神川村(上田市)の青年からの依頼で哲学講習会の講師となったのがきっかけとなり、神川村の青年たちとともに上田自由大学を創設した。

農民美術運動 【本文 P12】

大正時代、山本鼎が神川村(上田市)で始めた、冬期の農村(農閑期)の副業として素朴な生活雑貨や木彫り人形を作り、都市へ向けて販売しようという運動。山本鼎がフランス留学からの

帰国時モスクワで見た農民美術にヒントを得た。

1919年（大正8年）に神川村で農民美術練習所が開所され、山本鼎ら講師の指導のもと、木製製品のほか、刺繍製品などを制作した。翌年5月には、東京・三越デパートで農民美術の展示即売会を開催し、製品はほとんど売り切れとなる盛況となった。1923年（大正12年）には、山本鼎を所長とし、日本農民美術研究所が開所され運動の拠点となった。

やまもと かね
山本 鼎 【本文 P 12】

1882 - 1946（明治15年 - 昭和21年）愛知県出身

大正時代に活躍した版画家、画家。代表作に木版画「漁夫」などがある。

1898年（明治31年）から医師である鼎の父が神川村（上田市）に医院を開業しており、鼎にとっては上田が第2の故郷となっていた。フランス留学の帰国途中にモスクワで見た児童画と農民美術に触発され、神川村で村の青年たちの協力を得て、児童自由画運動と農民美術運動をおこした。

上田市生涯学習基本構想

(平成20年4月発行)

発行・編集 上田市教育委員会生涯学習課
〒386-0025
上田市天神二丁目4番55号
TEL 0268-23-7460
FAX 0268-23-6368
上田市ホームページ
<http://www.city.ueda.nagano.jp>